



資料編

1 小金井市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策基本法(平成18年法律第85号。以下「法」という。)第3条第2項の規定に基づき、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、小金井市いのち支える自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2)自殺対策計画(法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画をいう。以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (3)計画の進行管理に関すること。
- (4)その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、小金井市庁議に関する規則(昭和62年規則第25号)第2条に規定する構成員である部長職者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務等)

第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が召集し、本部長は、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、福祉保健部健康課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年1月8日から施行する。

付 則（令和4年10月20日要綱第109号）

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

2 小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、本市における自殺対策についての計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民等の意見を聴くため、小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 自殺対策への理解促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が計画の策定に当たり必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる15人以内の委員で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民等 5人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 保健医療関係者 2人以内
- (4) 福祉関係者 3人以内
- (5) 教育関係者 2人以内
- (6) 労働衛生関係者 1人以内
- (7) 警察関係者 1人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告をする日までとする。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

3 委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部健康課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

3 小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会委員名簿

〈令和5年度〉

No.	委員区分	所属	氏名
1	公募市民		羽田野 勉
2			則武 辰夫
3			川畑 美和子
4			太田 篤胤
5	学識経験者	東京学芸大学	大森 美湖 委員長
6	保健医療関係者	さいとう医院	齋藤 寛和
7		多摩府中保健所	河西 あかね 副委員長
8	福祉関係者	小金井市民生委員児童委員協議会	尾崎 庸子
9		小金井市社会福祉協議会	田部井 由美子
10		小平児童相談所	波田 桃子
11	教育関係者	東小学校	紅谷 昌元
12		緑中学校	塩原 真一
13	労働衛生関係者	立川公共職業安定所	古澤 精一
14	警察関係者	小金井警察署	島田 浩明

4 策定経過

日時	項目	内容
令和5年 5月24日	第1回小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委嘱状交付 (2) 委員自己紹介 (3) 会議の公開、会議録の作成方法等について (4) 委員長及び副委員長の選出 (5) 委員会の運営及びスケジュールの説明 (6) 自殺対策計画案について (7) 次回の開催について
令和5年 6月30日から 7月20日	小金井市こころの健康に関するアンケート調査の実施	<p>〈有効回収率〉</p> <p>有効回収数：585通</p> <p>有効回収率：29.3%</p>
令和5年 8月28日	第2回小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) こころの健康に関するアンケート調査結果等について (2) 次期自殺対策計画の趣旨等について (3) 小金井市における自殺の特徴について (4) 次回の開催について
令和5年 10月16日	第3回小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) いのち支える自殺対策における取組について (2) こころの健康に関するアンケート調査の結果（計画記載分） (3) 第2次自殺対策計画策定に係る各課実施事業について（事業の棚卸）

5 各種相談窓口のご案内

内容	相談窓口	電話番号等の連絡先	受付時間
母子保健・成人保健 についての相談	健康課	042-321-1240	8時30分～17時15分(月～金) ※土日祝、12/29～1/3を除く
高齢者の方の 各種相談	小金井きた 地域包括支援センター	042-388-2440	9時～17時30分(月～土) ※年末年始・祝祭日を除く
	小金井みなみ 地域包括支援センター	042-388-8400	
	小金井ひがし 地域包括支援センター	042-386-6514	
	小金井にし 地域包括支援センター	042-386-7373	9時～17時30分(月～土) ※年末年始・祝祭日を除く
経済的に困りの 方の相談	自立相談サポートセンター	042-386-0295	8時30分～17時(月～金) ※土日祝、年末年始を除く
障がいのある方の 支援の相談	自立生活支援課	042-387-9841	8時30分～17時15分(月～金) ※土日祝、12/29～1/3を除く
こころの不安や 悩みなどの相談	東京都多摩府中保健所	042-362-2334	9時～17時(月～金) ※土日祝、12/29～1/3を除く
	東京都立多摩 総合精神保健福祉センター	042-371-5560	
お子さんのことで悩 みがあるときの相談	教育相談所	042-384-2508 042-384-2097	9時～16時30分(月～土) ※日祝、12/29～1/3を除く
子ども・若者や その家族の相談	東京都若者総合相談センター 「若ナビα」	03-3267-0808	11時～23時(月～土) ※日、年末年始を除く
	チャイルドライン(18歳 以下) ※ホームページからはチャ ットで相談できます。	0120-99-7777 (フリーダイヤル)	16時～21時(通年) ※12/29～1/3を除く
	東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっと ライン～	0570-087-478 (ナビダイヤル)	12時～翌朝5時30分 (年中無休)
	東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間(年中無休)
	東京多摩いのちの電話	042-327-4343	10時～21時(年中無休) ※毎月第3金・土 24時間
大切な人をなくした 子ども・若者や 家族の相談	一般財団法人 The Egg Tree House	https://eggtreehouse.org	